|  |
| --- |
| 第１号様式  　総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板  （記載例）  この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。  Ｎ  （明　石　市）  　　　 　 年 月    現在地  公開空地  管理者  氏 名  赤色  緑色 |

第１号様式

(注意)　 １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の

円滑化に関する法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及

の促進に関する法律」とすること。

|  |
| --- |
| 第１の　２号様式（緑化、公開空地に準ずる空地、特例を受けた施設等を設ける場合）  総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板  Ｎ  （記載例）  この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。  また、（　施　設　名　）は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に変更できません。　（明　石　市）  年　　月　　日    緑色  赤色  公開空地    現在地  屋上緑化（公開空地に準ずる空地等）  管理者  氏 名  特例施設（　　　　　　） |

（注意） １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する

法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の４号様式　（屋上緑化部分）

|  |
| --- |
| この屋上緑化部分は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に  変更できません。　　（明 石 市）  年 月　　日  (記載例)  現在地  屋上緑化部分  管理者  氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の３号様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による住宅標示板  この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、住宅の用途に供する部分は他の用途に変更できません。  （明　石　市）  年 月　　日  (記載例)  住　　宅  ９～12階  ９～12階  断　面　図  平　面　図  住宅の用途に供する部分  緑色  管理者  氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．各階平面図を表示すること。ただし、同一平面図の場合は、省略することができる。

３．建築物の用途が共同住宅のみの場合、平面図及び断面図を省略することができる。

４．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

５．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の５号様式（福祉・文化施設の整備に関する容積率の特例を受けた施設）

|  |
| --- |
| 総合設計制度による福祉・文化施設標示板  この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す文化施設の部分は他の用途に変更できません。　（明　石　市）  年 月　　日  （福祉・文化施設の用に供する部分の平面図及び断面図）  管理者  氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の６号様式　（自動車車庫に関する容積率の特例を受けた駐車場）

|  |
| --- |
| Ｐ  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青色  総合設計制度による駐車場標示板  この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、駐車場部分は他の用途に変更できません。　（明　石　市）  年 月　　日  駐車場の内容  収容台数　　　　　　　　　　　　　　　台  駐車場部分の床面積　　　　　　　　㎡  管理者  氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。